事 務 連 絡 平成30年8月31日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会 御中

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室

「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する 身体障害者用物品及びその修理(平成3年6月厚生省告示第130号)」 の別表に掲げる物品の指定について

貴会におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申しあげます。 また、平素より障害保健福祉行政にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今般、標記の告示について平成31年4月1日改正を予定しております。指定等の申請を受け付けるため、別添により周知を行っておりますので、お手数ですが貴会加盟の事業者に対して周知方よろしくお願いいたします。

(問合せ先)

〒100-8916 千代田区霞ヶ関1-2-2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室社会参加支援係

TEL: 03-5253-1111(内) 3071、3073

FAX: 03-3503-1237

E-mail: SGJIRITU@mhlw.go.jp